昭和四年四月十五日第三種郵便物認可智遇火、 金曜日發行(但休日に当るときは翌日)

目 次

♦告 示 医療機関の指定 精神衛生法施行細則の一部改正 ♦規

則

鳥取県漁港管理条例施行規則 鳥収県海面漁業調整規則の一部改正

種畜証明書の有効期間の延長土地改良区の精算人の就任指定医療機関の廃止

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

◇教委告示 定例教育委員会の招集

二級建築士資格試験の実施

規

則

鳥取県漁港管理条例施行規則をここに公布する。

昭和三十四年四月十四日

鳥取県知事 石

破

_ 朗

鳥取県規則第十四号

鳥取県漁港管理条例施行規則

(目的)

第一条 年四月鳥取県条例第十六号。以下「条例」という。) この規則は、 鳥取県漁港管理条例(昭和三十四

(甲種漁港施設の滅失又は損傷の届出) の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 条例第三条第二項の規定による屆出は、 第 一号

様式によるものとする。

(指定区域内における制限行為の承認申請)

第三条 とする者は、第二号様式による申請書を知事に提出し 条例第四条第一項の規定による承認を受けより

なければならない。

(指定区域内における制限外行為)

第四条 則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。 条例第四条第一項ただし書の規定により別に規

水産物加工用又は漁具乾燥用仮設物の設置

漁具又は水産物を保管するための仮設物の

第十一条

第3012号

 \equiv 設置

兀

第五条. 条例第七条第二項の規定による許可を受けよう (危険物等の荷役の許可申請)

報

(危険物等の種類)

第六条 次のとおりとする。 条例第七条第三項の規定による危験物等の

港則法施行規則 (昭和二十三年運輸省令第二十九

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三

伝染病予防法 (明治三十年法律第三十六号) K

四

船舟の巻揚機の仮設

漁港工事を施行するため必要な仮設物の設置

とする者は、第三号様式による申請書を知事に提出し なければならない。

種 類

号)別表三に掲げるもの

第四条に規定する食品又は添加物 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)

号)別表第一及び第二に掲げるもので医薬品以外の

規

4

(利用の届出)

定する伝染病毒に汚染

Ļ

又は汚染の疑があるも

Ø

第七条 条例第十一条の規定による届出は、

第四号様式

(占用等の許可申請) によるものとする

第八条 条例第十二条第一項の規定による許可を受け

ょ

(入出港届) 書を知事に提出しなければならない。 うとする者は、第五号様式又は第六号様式による申請

第九条 号様式によるものとする 条例第十四条第一項の規定による届出 は、 第七

2

条例第十四条第二項の規定による報告は、

第八号樣

(申請書の記載事項変更) 式によるものとする。

第十条 た者は、利用目的その他申請事項の変更をしようとす るときは、第九号様式により、 条例及びこの規則に基いて許可又は承認を受け すみやかに知事に 申請

その許可又は承認をうけなければならな

甲種漁港施設の占用の許可を受けた者は、

(占用の廃止届)

用期間内にその占用を廃止した場合には、 ならない。 ら十日以内に第十号様式により知事に届け出なければ

廃止の日

カ

第二号様式

指定区域内における制限行為承認申請書

鳥取県知事

殿

占

則

この規則は、 昭和三十四年五月一日 から施行する。

第一号様式

鳥取県公報

○○漁港施設滅失 (損傷)

届

行 行

為 為

為

Ø

的

行

の Ø

期 内 目

間 容

昭昭

和和

年年

月月

日日 まか でら

> 日 間

原 被 施 漁港施設の所在 害 設 Ø Ø 狀 種 類 況 置急の額は因

添

類

別紙のとお

その他必要事項

火曜日

昭和 所 申請人

受けたいの

で申請します。

鳥取県漁港管理条例第四条第

項の規定により

承認を

鳥取県知事

3

うます。

鳥取県漁港管理条例第三条第二項の規定によ

b お届

H

昭和34年4月14日

듸

日

所 月

届出人

昭

和

年 住

即

(備考)

は土地の堀さくの別を記載すること。

行為の内容は、

工作物の新築、

改築、

土砂の採取又

行為の期間は、

工作物の新築又は改築にあつては

T.

受けたい 昭和 Ø で申請 します

年 月

日

住 所

申請人

印

殿

鳥取県知事

事の実施期日及び工作物の設置期日を、土砂の採取又

及

殿

年年 登線 録船、 番船 日 号相 時時 数荷種類の一般トン数の数と Кg 摘要 馬ト力ン

昭昭 和和

阊

けします。 所使所有者 氏 名住は 力 登録 番号 総 鳥取県漁港管理条例第十四条第一 ١ ン数 馬力 ン 出 港 日 時 昭和 昭和 項の規定により 年 年 月 月 日 日 お届 Кg

時 時 船

名

丸

鳥取県知 第七号様式 (備考) を受けたいので申請します。 添 占用 占 工事完成予定 工事着手予定 占 占 占用許可年月日 鳥取県漁港管理条例第十二条第 昭和 付 用 用 用 許可番号 事 雟 期 面 場 設計書及び図面を添付すること。 類 間 類 所 住 入 昭和 昭和 昭 昭昭和 和和 別紙のとおり 鳥取県指令受水第 所 申請人 月 出 年 年 年 年年 H 港 月月月 月 月 届 項の 日まから 日 H \ E 規定に 号 より 日間 即

年

月

日

届出人

船長

許可 第八号樣式 鳥取県知事 入出 船港港 昭和 日日時時 名

鳥取県漁港管理条例第十四条第二項の規定により 月分の入出 港状況を報告します。

月

昭和

住 所

報告者

印

第十号様式

占

用

廃

止

届

占用許可番号 占用許可年月日

鳥取県指令受水第

号

昭和

年

月

日

鳥取県知事

殿

殿

鳥取県知事

火曜日 鳥 取 県 公 報 1 年 2 号

第九号樣式

許可(承認)番号 用 目 的

占 用 期 間 所 期 間

利

変更許可 (承認) 申請書

昭昭 和和 **鳥取県指令受水第** 年年 月月 日日 まから 号 日 間

占用廃

止期日

昭和 昭昭 和和

年 年年

月月月

日 日 まか でら

利用期間

の許可(承認)を受けたいので申請します。

鳥取県漁港管理条例施行規則第十条の規定により

変更

鳥取県知事

7

昭和

昭和34年4月14日

変 変

更 更

理

內

容 由

年 住 所 月 届出人

届けします。

昭和

日

鳥取県漁港管理条例施行規則第十

殿

印

一条の規定により 日間

お

14

住

所

申請人

印

に公布する。

昭和三十四年四月十四

H

鳥取県知事

石

破

鳥取県海面漁業調整規則

の

部を改正する規則をこと

轄する都道府県知事を経由し

て、

申請又は届出すること

ができる。

九八

機船船びき網漁業

敷網漁業(第二種共同漁業に該当するものを除く。)

げんしき網漁業

潜水器漁業

第二十二条ただし書中「各号」を「各項」に改める。

第三十条の二に次の一項を加える。

又は使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする 業根拠地のないものを除く。 た場合には、 者が、その船舶について許可又は起業の認可を申請 許可を受けた船舶を譲り受け、 知事は、 中型まき網漁業の許可を受けた者からその 中型まき網漁業(県の区域内に主たる漁 借り受け、 の許可又は起業の認可 返還を受け

第三十三条 の表中あまもの項の次に次のように加える。

をすることができる。

ゆ 月

あ

9

加える。

第四十条第一

項の表中敷網漁業の項の次に次のように

一日から

五月二十五日まで

3

鳥取県規則第十五号

条第一項及び水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)

第六十五

の一部を改正する規則を次のように定める。 十二条の規定を実施するため、 十三号)第四条第一項の規定に基き、並びに漁業法第七 鳥取県海面漁業調整規則

規則第七十九号)の一部を次のように改正する。 鳥取県海面漁業調整規則(昭和二十六年十二月鳥取県 鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

第三条ただし書を次のように改める。

県内に住所を有しないものは、 その住所地を管 昭和34年4月14日 火曜日 鳥 取 県 公 報 第3012号 8

벬

(漁業の許可)

第五条を次の

ように改める。

知事の許可を受けなければ

第五条 次に掲げる漁業は、

営んではならない。 含み、大型まき網漁業、 まき網漁業(ぬいきり網漁業及びしばり網漁業を 指定中型まき網漁業及び中

型まき網漁業を除く。

流網漁業

まき刺網漁業(狩刺網漁業を含む。

三重網漁業(第二種共同漁業に該当するものを除

棒受網漁業

すくい網漁業(無動力漁船を使用するものを除く。)

どち網漁業

六 Ŧi.

その他の漁業

0 = ワークリアト ·ツト以下 -以下

第四十二条を次のように改める。

第四十二条 削除

に改め、 第五十四条第一号中「第十三条第一項」を「第十三条」 「第四十二条第一項」を削り、同条第三号中

五十三条第二項」を「第四十九条」に改める。 第四十七条第一項」を「第四十七条」に改める。 第五十五条中「第四十九条から第五十二条まで又は第

樣式第三号及び樣式第八号を削る。

との規則は. 昭和三十四年四月十四日から施行す

いては、 との規則施行前にした行為に対する罰則の適用に この規則施行後も、 なお従前の例による。 0

び機船船びき網漁業を営む者が ら起算して三十日を経過する日までに第七条に定める との規則施行の際現にすくい網漁業、 この規則施行の日か ごち網漁業及

当該申請に

対

し許否の処分が

10

あるまでは、

との規則による改正後の第五条の規定に

鳥取果知事

石

破

__

朗

かかわらず、

なお従前の例による。

海 市 地

の全額

布する。 精神衛生法施行細則の 昭和三十四年四月十四 部を改正する規則をこ

別表を次のように改める。

精神衛生法施行細則(昭和二十六年十二月鳥取県規則 精神衛生法施行細則の一部を改正する規則

第八十八号)の一部を次のように改正する。 鳥取果規則第十六号

ح に公

別表

| | 区 | | | 分 | 徵 収 額 (月額) |
|--|----------|------------|-----|----------------|---------------|
| | 所得税非課稅世帯 | | | る被保護。含む。) | Ę. Č |
| | | 市町村民いない世 | | 規されて | 500 |
| | | 市町村民の課税出 | | 1等割のみ | 1,000 |
| | | | | 9等割及び 質の課税世 | 1,500 |
| | | 1 カ月平均所得税額 | | | |
| | | 1 | ~ | 100円 | 1,700 |
| MATERIAL POLICY CO. C. | 所 | 101 | · ~ | 400 | 2,000 |
| | | 40] | ~ | 700 | 2,500 |
| | 得 | 701 | ~ | 1,400 | 3,000 |
| | 稅 | 1,40 | ı ~ | 2,200 | 3,500 |
| | 課 | 2,20 | ı ~ | 3,200 | 4,200 |
| | | 3,20 | · ~ | 4,200 | 5,000 |
| | 稅 | 4,20 | 1 ~ | 5,400 | 6,000 |
| | 世 | 5,40 | ı ~ | 6,700 | 7,500 |
| | 帶 | 6,70 | 1 ~ | 7,900 | 9,000 |
| | | 7,90 | 1 ~ | 10,000 | 12,000 |
| | | | | | 1 (はつ) > PEF |

第三十条の規定により県の負担した額を限度とする 徴収額は、 当該患者の入院に要した費用につき、

日から適用する。

ح

の規則は、

公布の

日

から施行し、

昭和三十四年四月

入院日数が一月未満の場合は、

した額をもつて実費徴収額とする。

日

割計算により算定

法

鳥取県告示第百九十七号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十 第十四条の規定により指定医療機関から次のとおり

をもつて実費徴收額とする

初の一人分の実費徴収額の十分の一

の額を加算した額

十四昭 七年和 日三三

月十

Щ

[田医院

七ノ河 三原 三原 一九 東 一九原

年指月.

日定

名称

所

在

地

場合は、一人分の実費徴收額に、一人を越える毎に当

同一世帯につき措置は附された患者が二名以上ある

被保護世帶(単給の場合も含む。)となつている場合

実費徴收額は、課さないものとする。

科診 名療

開設者名

田田 知栄

内科

廃止の届出があつた。

昭和三十四年四月十四日 鳥取県知事

朗

石

破

当該精神障害者の属する世帯の前年分の所得税額等 生活保護法による

により決定するものとする。

当該世帶が費用徴收時におい

て、

鳥取県告示第百九十六号 告

示

九条の規定による医療機関を次のように指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四

+-

昭和三十四年四月十四日

鳥取県知事

石

朗

第3012号

鳥取県知事

石

破

넰

同日就任。

昭和三十四

島本

菊治

米原 東福

井上万吉男

原

年二月十四日臨時総会において選任され、

小児科

名

廃止年月日

開設者の転勤により

秀顕

由

開設者長期療養によ

Ħ

事

昭和三十三年十一月十

昭和三十四年二月二十日

地

河原町袋河原 河原

頭郡

八

称

所

森本医院

浜田医院 鳥取県告示第百九十八号

第3012号 12

土地改良法

(昭和二十四年法律第百九十五号) 第六十

髙辻

義明

相野 森尾

包寿

米原

により米子市福米土地改良区から次のように清算人が就 八条第二項において準用する同法第十八条第十項の規定

任した旨届出があつた。 昭和三十四年四月十四日

清算人

井上 井上 善司

茂松

米子市東福原

孝道

祐安

渡辺 井坂

嘉吉

足原浅太郎

朝次

西福原

付された種畜証明書のうち、その有効期間が昭和三十四 鳥取県告示第百九十九号 昭和三十三年度に実施された定期種畜検査に基き、

年度定期種畜検査実施の日前に満了するものについては、

家畜改良增殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第六条

その種畜証明書の有効期間は昭和

第二項の規定により、

7

鳥取県教育委員会告示第十六号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十四年四月十四日

鳥取県教育委員会委員長

石

谷

貞

彦

三十四年定期種畜検査の日まで延長された。

昭和三十四年四月十四日

鳥取県知事

石

破

벬

選挙管理委員会告示

報

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号 昭和三十四年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のと

お

公

告

_

場所 議題

__

日時

昭和三十四年四月十六日午前十一時

=

教職員人事について 鳥取県教育委員会会議室

鳥取県公

招集する。

昭和三十四年四月十四日

日時 鳥取県選挙管理委員会委員長 昭和三十四年四月十五日午後一時 武

井

Æ

雄

火曜日

鳥取市東町

鳥取県自治会館

鳥取市議会議員選挙の訴願に

その他

教育委員会告示

13 昭和34年4月14日

羽合町長選挙の訴願につ

5

7

第一

受験資格

昭和三十四年二級建築士試験実施要領

る者

昭和三十四年六月十三日までに次の各号の一に該当す

0

5

て

昭和三十四年四月十四日

鳥取県知事

石

破

朗

り実施する**。**

規定による昭和三十四年二級建築士試験を次の要領によ

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条

0

場所

議題

第3012号

(口) (1)

受験票

実務経歴書

証明書その他の書類

第3012号 14

百九十五号)によつて個別に審査され、

受験資格

資格認定基準

(昭和二十六年十月鳥取県告示第四

(郵

申込の方法

す。

土木出張所 県土木部建築課及び郡家、倉吉、 申込関係用紙の請求先 (以下「土木出張所」という。 表に「二級建築士試験 米子、 根雨の各 \cup

たあて先明記の返信封筒を必ず同封して下さい。 申込用紙請求」と朱書し、 (郵送で請求する場合は、 申込書類の提出 所要の郵便切手をはつ

(2)

業した者及び建築又は土木に関する講習を聴講し

なお、外国の建築又は土木に関する学校を卒

た者並びに木材工芸その他建築及び土木以外の課

程を修めた者等については、

二級建築士試験受験

建築に関し七年以上の実務の経験を有する者

受験申込書に次の書類等を添付して県建築課又は 土木出張所に提出 して下さい

正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した 和十八年勅令第三十六号)による中等学校において 関する課程を修めて卒業した者又はとれらの学校に 六十一号)による専門学校において、 による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第 技能を有すると認めた者 学校教育法による髙等学校又は旧中等学校令 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) 知事が前各号に規定する者と同等以上の知識及び 建築に関して一年以上の実務の経験を有する者 建築に関して三年以上の実務の経験を有する者 正規の土木に関する課程を修めて卒業した 旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号) 正規の建築に によ 留

第一 日 六月十三日 (土曜日)

午後二時から午後三時三十分まで 建築施行

午後三時四十五分から午後五時十五分まで

建築法規

六月十四日 (日曜日)

合格点を得てその科目の試験の免除を受けるもの 午後一時から午後五時三十分まで 午前十時四十五分から午後零時十五分まで 午前九時か 残りの科目の試験だけを受けて下さい 昭和三十三年二級建築士試験に一科目以上の ら午前 十時三十分まで 建築設計製図 建築構造 計画

鳥取市東町

鳥取県立鳥取西高等学校

二 試験の場所

受

県建築課及び土木出張所で受け付けたときは、

携行品

建築関係法令(解説を付した 80 は除く。

○センチメー ルの物指

験票に受験番号と係員の印を押して申込者に渡し 鉛筆、 小川、

(1)

15 昭和34年4月14日

第三

試験期日、

場所、

携行品及び合格の通知等

試験の期日及び時間割

火曜日

(3)

受付

鳥

申込前六月以内に脱帽し正面から上半身を写し

写真(受験票にちよう付すること。

認定資料となるべき書類等

又は建築士法第十五条第一号、第二号に掲げる 書類が得られない場合にはこれらに代る書類) 受験資格があることを証明する書類(これらの

ものと同等以上の知識及び技能を有することの

た写真で縦五・五センチメー

トル横四センチメ

ルのもの

取 県 公 報

消ゴム、

 $\bar{\bar{o}}$

セシチ

×

ル

四

試験に合格した者には、

本人に通知するとともに、

(5) (4) 昼食

合格の通知及び発表 上ぞうり

注意 定です。

目以上の合格点を得たものには、その旨本人に通知 県建築課において公告し、試験の科目のうち、一科

します。発表の期日は、昭和三十四年七月下旬の予

(1) に県建築課へ連絡して下さい。 申込後住所、勤務先等を変更したときは、 直ち

(2) 第二百二号)同法施行令(昭和二十五年政令第二 詳細については、建築士法(昭和二十五年法律

百一号)同法施行規則(昭和二十五年建設省令第

三十八号)を参照の上、不明の点は県建築課又は 土木出張所に問い合わせて下さい。 (通信による

場合は、所要の郵便切手をはつたあて先明記の封

筒又は葉書を同封すること。

施行 日 火 金

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

印発

鳥取鳥取 市市取東ア 町 取

印

刷

所 県

県町